受験申込科目数	1　科　目	2　科　目	3　科　目	4　科　目	5　科　目
受験手数料	3,500円	4,500円	5,500円	6,500円	7,500円

別　表

受験地、申込用紙等交付場所及び申込書類郵送先

受験地	申込用紙等交付場所・申込書類郵送先	〒	所在地	電話番号
北海道	札幌国税局人事第二課	060―0042	札幌市中央区大通西10丁目　札幌第２合同庁舎	011(231)5011
宮城県	仙台国税局人事第二課	980―8430	仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎Ａ棟	022(263)1111
埼玉県	関東信越国税局人事第二課	330―9719	さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館	048(600)3111
東京都	東京国税局人事第二課	104―8449	中央区築地５丁目３番１号	03(3542)2111
石川県	金沢国税局人事第二課	920―8586	金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎	076(231)2131
愛知県	名古屋国税局人事第二課	460―8520	名古屋市中区三の丸３丁目３番２号　名古屋国税総合庁舎	052(951)3511
大阪府 京都府	大阪国税局人事第二課	540―8541	大阪市中央区大手前１丁目５番63号　大阪合同庁舎第３号館	06(6941)5331
広島県	広島国税局人事第二課	730―8521	広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎１号館	082(221)9211
香川県	高松国税局人事第二課	760―0018	高松市天神前２番10号　高松国税総合庁舎	087(831)3111
福岡県	福岡国税局人事第二課	812―8547	福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎	092(411)0031
熊本県	熊本国税局人事第二課	860―8603	熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎Ｂ棟	096(354)6171
沖縄県	沖縄国税事務所人事課	900―8554	那覇市旭町９番地　沖縄国税総合庁舎	098(867)3601

平成29年建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条第２項の規定に基づき、平成29年建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

平成29年４月３日　　国土交通大臣　石井　啓一

1　受検資格　一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務その他これに類する業務で次に掲げるもののいずれかに関して、２年以上の実務の経験を有するもの。

⑴　建築審査会の委員として行う業務

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務

⑶　建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務を除く。）であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

2　検定期日

検定日	時間	区分	内容
８月25日（金）	午前10時から午後４時	考査	建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

3　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住所地の都道府県名	検定地
北海道	札幌市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市
新潟、富山、石川	新潟市
岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大阪市
鳥取、島根、岡山、広島、山口	広島市
徳島、香川、愛媛、高知	高松市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市

4　受検申込手続

⑴　受検申込受付期間及び時間　平成29年５月29日（月）～平成29年６月２日（金）午前10時～午後０時、午後１時～午後５時

⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所

⑶　受検申込方法　受検申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に直接提出すること。

ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合に限り、郵送を認める。この場合において、受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「平成29年建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、所要の郵便切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封の上、書留郵便とすること。

5　合格者の発表　平成29年12月21日（木）（予定）

6　その他

⑴　経歴審査は、受検申込書に基づいて行う。

⑵　解答に当たり適用すべき法令等については、平成29年１月１日現在において施行されているものとする。

⑶　天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。